

# 小水力発電開発等技術支援実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、島根県内で小水力発電の新規開発又は既存発電所の再生事業及び維持管理業務（以下「小水力発電開発等」という。）に取り組もうとする県内の市町村等に対し、島根県企業局（以下「企業局」という。）が、技術的な観点から助言や情報提供等を行う「小水力発電開発等技術支援」（以下「技術支援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (技術支援の実施)

第2条 企業局は、技術支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申込みにより次の技術支援を行う。

- (1) 小水力発電開発等に係る助言等
- (2) 小水力発電開発等に関する情報提供
- (3) その他、企業局長（以下「局長」という。）が特に必要があると認めた支援

## (技術支援の対象者)

第3条 申請者は、次に掲げる者を対象とする。

- (1) 自らが事業者として小水力発電開発等に取り組もうとする県内の市町村、法人(JA等)、団体(集落営農組織等)
- (2) その他、局長が特に必要と認める団体

## (技術支援の申込等)

第4条 申請者は、小水力発電開発等技術支援申込書（別記第1号様式）を局長に提出しなければならない。

- 2 局長は、前項の規定による申込みがあったときは、技術支援実施の可否を決定し、その結果を小水力発電開発等技術支援決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知する。

## (費用の負担)

第5条 技術支援に要する企業局職員の旅費については、企業局が負担する。

## 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

島根県企業局長 様

申請者 郵便番号  
主たる事務  
所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

印

### 小水力発電開発等技術支援申込書

下記のとおり小水力発電開発等に関する技術支援を受けたいので、小水力発電開発等技術支援実施要領第4条第1項の規定により申込みます。

記

#### 1 支援候補地について

- (1) 地点名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_水系 \_\_\_\_\_川 )
- (2) 所在地 \_\_\_\_\_
- (3) 用途 売電 自家消費 (用途: \_\_\_\_\_) 未定
- (4) 資金計画 自己資金 補助を活用 起債 その他 ( \_\_\_\_\_ ) 未定
- (5) 添付資料 別添のとおり ( 地図 状況写真 関係図面 その他概要が分かるもの )

#### 2 希望する支援の内容等

- 導入ポテンシャル(発生電力、電力量見込み等)調査に係る助言 (内容: \_\_\_\_\_)
- 経済性評価に係る助言 (内容: \_\_\_\_\_)
- 各種申請手続きに係る助言 (内容: \_\_\_\_\_)
- 工事設計書、仕様書作成等に係る助言 (内容: \_\_\_\_\_)
- 運転開始後の維持管理(点検、修理等)に係る助言 (内容: \_\_\_\_\_)
- 法律、制度、基準等に係る情報提供 (内容: \_\_\_\_\_)
- その他支援を受けたい内容

( \_\_\_\_\_ )

#### 3 担当者及び連絡先

所属・部署 \_\_\_\_\_  
役職・氏名 \_\_\_\_\_  
T E L \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
E - m a i l \_\_\_\_\_

様

島根県企業局長

## 小水力発電開発等技術支援決定通知書

平成●年●月●日付けで申込みのあった小水力発電開発等に関する技術支援については、小水力発電開発等技術支援実施要領第4条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

■ 次のとおり技術支援を行います。

- 導入ポテンシャル(発生電力、電力量見込み等)調査に係る助言
- 経済性評価に係る助言
- 各種申請手続きに係る助言
- 工事設計書、仕様書作成等に係る助言
- 運転開始後の維持管理(点検、修理等)に係る助言
- 法律、制度、基準等に係る情報提供 ( )
- その他 ( )
- 下記の理由により、申込みのあった技術支援を行いません。  
理 由 ( )